

【博士論文概要】

特別支援学校（肢体不自由）の教師における 理学療法士の活用に関する研究

2019年度

藤川 雅人

筑波大学大学院 人間総合科学研究科

生涯発達科学専攻

本研究は、3部9章で構成された。第Ⅰ部序論の第1章では、特別支援学校（肢体不自由）における理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）の活用に関する研究動向、第2章では研究の目的と構成を述べた。第Ⅱ部本論は、4つの章で構成され、第3章はPTを活用した教師の実践に影響を及ぼす要因の検討、第4章はPTを活用した授業改善の検討、第5章はPTを活用したことによる教師の専門性の検討、第6章はPTと教師をつなぐコーディネーターの役割の検討をした。第Ⅲ部結論として、第7章では総合考察、第8章では本研究の要約、意義及び提言、第9章では本研究の限界と今後の課題を述べた。

第1章の研究動向では、先行文献118編を①肢体不自由教育と医療職の関係性の変遷、②諸外国における特別支援教育とPT、OT、STの関係、③PT、OT、STの活用の現状の3点に整理した。

第2章では、PTを活用した特別支援学校（肢体不自由）の教師を対象とし、本研究の目的を①PTを活用した教師の実践に違いを生じさせている要因を明らかにする（研究1）、②PTの助言が授業改善に及ぼす影響を明らかにした（研究2）上で教師が活用するPTの助言の条件を明らかにする（研究3）、③PTを活用したことによって、教師はどのような実践的技量が向上したと認識するのかを明らかにする（研究4）とともに、PTを活用したことによる教師の専門性に対する認識及びPTの活用に対する認識を明らかにする（研究5）、④PTと教師をつなぐコーディネーターの果たすべき役割を明らかにする（研究6）こととした。

第3章は研究1であり、まず、PTを活用した教師の実践の構造を明らかにするため、因子分析を行ったところ、「指導の計画・実践・評価・改善」、「他教師との指導助言の共通理解や課題・確認事項の明確化」、「身体・健康面の分析に基づく指導」、「指導計画の見直し」の4因子が抽出された。次に、教師の実践に違いを生じさせている要因として、活用形式と活用頻度、PTへ伝達する情報の有無との関連を検討したところ、活用形式は4因子全てで、活用頻度と情報伝達の有無は複数の因子で有意差が認められた。すなわち、活用形式は、PT来校形式群と両方活用形式群は、教師出向形式群よりもPTを活用した実践をしていた。活用頻度は、2回以上活用した群が1回活用した群よりもPTを活用して「指導の計画・実践・評価・改善」、「身体・健康面の分析に基づく指導」、「指導計画の見直

し」をしていた。情報伝達の有無は、活用する目的、自立活動の意義や目的など幅広い観点を伝達することによって、助言を活用した実践に結びつけていた。

第4章は研究2と研究3で構成され、研究2においてPTの助言が授業改善に及ぼす影響を検討したところ、教師は助言によって、学習活動の精選や時間配分、指導上の留意点、教材教具、題材における生徒の目標、生徒の配置について見直しをしており、助言は授業改善に影響を及ぼしていることが明らかとなった。研究3では、どのような助言であれば、教師は有用性や必要性を認識し、活用するのか検討したところ、①なぜそうしたほうがいいのかという理由が教師に理解される必要があること、②どのようにすればいいのかといった具体的な方法が提示されることが必要であり、特に実技が伴った場合、助言は活用されやすいことが示された。

第5章は研究4と研究5で構成され、研究4では、PTの助言を活用した教師の実践的技量の自己評価を検討したところ、教師2名とも向上したと認識した実践的技量は、「補装具・自助具の知識と取り扱い方」、「運動・動作に関する指導の知識」、「運動・動作に関する指導の技術」、「指導計画を作成するための知識・技術」、「授業力又は実践的指導力」の5項目であった。研究5では、PTを活用したことによる教師の専門性に対する認識及び活用に対する認識を検討したところ、活用前の自分の専門性と初期の活用に対する認識については「低い自己評価からのネガティブな活用」が、活用した実践については「知識や技能の吸収」と「習得した知識や技能の応用」が、現在の自分の専門性と活用に対する認識については「活用による教師としての自信」がカテゴリーとして生成され、当初教師は自らの専門性を低く捉え、活用に対しても受動性や葛藤を抱いていたが、習得した知識や

技能を授業等の場面で応用するなどの経験を通して、活用の有効性を実感し、教師としての役割を認識していたことが示された。

第6章は研究6であり、PTと教師をつなぐコーディネーターの果たすべき役割を検討したところ、教師との協議や助言の活用の確認、専門用語の活用困難性の低減、教師への個別の指導計画と個別の教育支援計画の見直しの促進、活用の知見を共有する仕組み作りが重要であることが示された。

第7章は、総合考察であり、①特別支援学校（肢体不自由）におけるPTを活用したことによる教師の専門性、②教師の専門性を向上させるための効果的なPTの活用方法について考察した。①については、PTから習得した知識や技能を授業で適用するだけでなく、自立活動の検討や指導計画の作成といった授業作りの段階において、また、他の教師や児童生徒、保護者に対しても個々の対象や状況に応じて用いており、知識や技能の量的な向上だけでなく、様々な実践場面においてその知識や技能を応用するといった質的な向上も見られた。その背景にあるのは、PTの助言を契機とした自立活動の重要性を理解し、医療的な視点から教育への視点に転換を図るといった教師の役割の認識があると考えられた。②については、活用形式はPTが来校する形式が、活用頻度は複数回活用することが効果的であり、教師とPTとが相互に情報を共有するとともに、児童生徒についてだけでなく、自立活動をはじめ、学校教育に関する理解を得るよう努めることが重要である。また、PTから助言を得るにあたっては、単に技術的な手技を求めるのではなく、なぜそうすべきなのかという根拠を求め、それを教師は理解した上で実践することが大事であるとともに、事前に課題や確認事項を整理した上で助言を求め、その助言は授業や児童生徒の実態に応

じたものであるのか吟味し、取捨選択することが教師の主體的な活用につながると考えられる。加えて、P T活用の困難性の低減や有用性の向上の役割を担うコーディネーターが重要であることを述べた。

第8章の研究の要約、意義及び提言では、意義として①肢体不自由教育に携わる教師の専門性に関する研究が少ない中、P Tを活用したことによってどのような教師の専門性が向上するのかを明らかにし、肢体不自由教育に求められる専門性の一端を検討したこと、②P Tの活用形式や頻度、P Tへの情報伝達の有無、コーディネーターの役割に関する知見は、効果的なP Tの活用方法を提示することにつながり、校内体制の整備の指標となったこと、③教師が必要とする知識や技能、授業改善のために活用する助言を検討したことによって、助言をするP T側においても、学校への介入や学校教育を理解するための知見を提供することができたことの3点を挙げた。提言については、①自立活動の理念を理解し、自立活動の指導に立脚して、P Tを活用することが求められるため、自立活動の研修会を実施する必要があること、②コーディネーターは校内体制の整備のほか、地域における組織的なネットワークの構築を図る必要があること、③P T側においても、小児を専門とし、特別支援教育を理解した人材の育成が望まれることの3点を挙げた。

第9章の本研究の限界と課題では、①P Tの活用は、教師の専門性向上が最終的な目的ではなく、児童生徒にとってどのような効果があるのかが重要であることから、今後は児童生徒の変容に着目した研究に取り組む必要があること、②活用形式は、P Tが来校する形式の他に、教師の実践や学習環境等を動画で撮影し、それをP Tが視聴して助言を得る形式のほか、同時双方向が可能なI C T機器による遠隔地のP Tを活用する形式も考えら

れるため、活用形式をさらに検討する必要があるとともに、活用頻度についても、どの程度の頻度であれば、教師が助言を活用することがなくなるといった飽和状態になるのかは検討できなかつたため、児童生徒の実態、教師の指導方法や内容、教材や学習環境等、多岐にわたる観点から活用頻度を検討する必要があること、③学校全体の専門性が向上したことを示すことができなかつたため、今後はPTの活用を推進する役割を担うコーディネーターを中心とした校内体制の充実と学校全体の専門性との関連性を検討する必要があること、④肢体不自由教育の経験年数がPTの活用に関連すると考えられることから、肢体不自由教育経験年数も考慮しながら対象者を確保し、検証を重ねていく必要があること、⑤PT自身の経験や専門性などが助言内容と関連すると推測されるものの、PTの属性を分析の視点に含まなかつたため、今後は、PTの属性を踏まえた分析をする必要があること、⑥PT以外のOTやSTにも着目し、職種に応じた教師の専門性向上に関する研究に取り組む必要があることの6点を述べた。